

# 令和8年度 生活指導の方針・体制

八王市立下柚木小学校

## (1) 基本的な考え方

- ・一人ひとりの児童を「かけがえのない人間」として尊重し、温かな心で認める。
- ・学校・家庭・地域が連携、協力して、児童の豊かな心の育成にあたる。

生活指導は、一人ひとりの児童の人格を尊重し、個性を生かしながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することである。そして、すべての児童の人格の望ましい発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指すものである。

## (2) 指導の重点

### 1 自分、そして他人の生命を尊重し、人を思いやる心を育てる。

- ①命は一つであり、かけがえのないものであることを理解させる。
- ②友達の気持ちを考え、良い点を認め合い、協力し合えるようにする。
- ③いじめはしない、許さない、見逃さないという気持ちをもつようにする。

### 2 基本的な生活習慣の育成を図り、規律ある生活ができるようにする。

- ①時間を守り、話をしっかり聞けるようにする。
- ②すすんであいさつし、正しい言葉遣いで話せるようにする。
- ③身の回りの整理整頓をし、忘れ物をしないようにする。
- ④華美な服装は避け、小学生らしく清潔で学習にふさわしい身だしなみに気を付けるようにする。

※年間を通して「けじめのある生活をしよう～みんなが気持ちよく過ごせるために～」を目標に指導していく。

### 3 校内美化につとめ、安全で健康な生活ができるようにする。

- ①校舎や道具・遊具を大切にし、片付けや掃除がしっかりできるようにする。
- ②廊下や階段の歩行、校庭での遊びなど、集団生活での安全に配慮した生活ができるようにする。

### 4 家庭、地域との連携を密に図る。

- ①地域での安全な過ごし方を理解させる。
- ②交通安全指導を徹底し、痴漢・誘拐などの犯罪に巻き込まれないようにする。
- ③社会生活のルールを守り、学校・家庭・地域が一体となって指導していくようにする。

**(3) 指導組織及び役割分担**

生活指導部：4月に名前を入力する

校内	校内生活に関する指導全般	
	生活指導に関するお知らせ印刷配付H&S配信	
	終業式・修了式の生活指導	
	落とし物管理回収展示処分	
	靴箱傘箱配置管理処分	
	清掃指導	
	月目標印刷配付	
	学校だより生活目標作成	
	みんなのきまり印刷配付	
	夏冬春休みの過ごし方お知らせ作成印刷配付	
	安全教育教育課題	
校外	放課後見守り（拡大学運協）	
	学校安全ボランティア	
	校外に関する指導全般	
	地区班編成・集団下校	
	家庭との連携	
	青少対	
安全指導	安全点検	
	避難訓練・引き渡し訓練	
	歩行訓練（1年）	
	自転車安全教室（3・5年）	
	セーフティ教室（全）	
渉外	薬物乱用防止訓練（6年）	
	市・都関係	
	南大沢警察署	
保健	八王子消防署柚木分署	
	性教育・教育課題	
	出席入力	
給食	衛生推進者	
	食物アレルギーマニュアル	
	エピペン講習	
教育相談	食育給食・教育課題	
	校内委員会との連携	
学童	教育相談全体会	
	連絡調整	
いじめ対策	いじめ対策委員会司会進行	
	いじめ事実一覧議事録入力管理	
	ふれあい月間の取組	
	いじめアンケート集計管理	
	長期休業	
特別支援対策	SC	
	校内委員会	
	特別支援コーディネーター	

リーダー	
サポーター	
巡回相談	
学校生活支援シート	
就学に関する資料	
特別支援教育研修	
個人面談	
指導要録記載文章	
判定会	
サポートファイル管理	
副籍交流	
特支サポーター配置表	
都市巡回心理士	
SC	

#### (4) 具体的な手立て

**協力し合う生活** **けじめのある生活** **気持ちのよい生活** を主眼に指導する。

- 1 「宮上スタンダード」「下柚木小みんなのきまり」「下柚木小の一日」の指導徹底を図る。
- 2 週番を設け、週ごとに中心となって指導に当たる。
- 3 全校朝会で月1回程度(必要があればそれ以上)「月目標」をもとに、めあて達成のための話をする。
- 4 毎週の生活指導夕会において情報を交換し、全体で指導する。※司会・記録は生活指導主任
- 5 特別支援校内委員会において「気になる子」についての共通理解を図り、指導に当たる。
- 6 各学期始めに、登校指導(8時～8時15分)を3・4日間行い、交通安全、挨拶の指導をする。  
指導場所：学校西側の2つの信号、南門、正門 ※人数が3人の場合は信号と南門
- 7 毎月1回避難訓練を行い、防災意識を高める。一斉下校訓練は1学期1回、3学期1回とする。
- 8 毎月「安全指導日」を設け、安全教育の年間指導計画に基づき指導する。
- 9 毎月安全点検を行う。
- 10 学期の終わりに長期休業中の過ごし方について全体指導する。
- 11 いじめゼロの学校を目指し、「いじめ標語づくり」の活動を行う。

#### 5) 体罰防止への取組

- 1 体罰根絶のための教職員一人ひとりが人権感覚を磨き、服務事故防止研修を毎学期末に実施する。また、体罰防止についても学ぶ。
- 2 体罰をチェックする機能の強化・毎月の体罰防止チェックシートの活用と管理職による指導・児童アンケートによる問題の把握
- 3 教職員が個別に対応せず、組織的に複数対応を行う。